

各總督區處し得ることなし以て軍政の處理を敏活ならしむると共に相當廣範圍の現地處理權を與へたり

右期間に於ける軍政施策はマライ軍政に於て述べたる所の如し

二、スマトラ軍政の分離

昭和十八年に入るや全般の戰況は我に有利ならずしてスマトラ防衛の要益、増大せるのみならず民政の實施及物資取得上より見るも尙一段と軍政の滲透を期するの必要あるに拘らずシンガポールより海を隔つテと分離し第二十五軍はスマトラに前進してスマトラの防衛及軍政に専念せしむることとし四月十九日附を以てマライ・スマトラ兩軍政監部の編成行はれたり即ち從來の軍政監部本部員は概ね之を折半して一はマライに殘留し一はスマトラに移駐し五月一日を期してスマトラ軍政監部の活動を見るに至れり

スマトラ軍政は左の根本方針の下從來の經營を續けて新なる發展をな

せり

(一)スマトラに在る人的、物的、一切の要素を擧げて其の能率を最大限に發揮せしめ之を戦争完勝の爲結集運用す
(二)軍政の重點を防衛直接協力、民心把握、治安対策、重要國防資源の取得及現地自治に指向す

三、軍政機構

(一)本部機構

本部はアキテンギー舊ホルデコックーに置き總務部其の他各部を編成し努めて機構の簡素化を行ひだり

(二)地方機構

左の十州に區分し各州の區域は概ね戰前と同一なるも從來リオ州たりシリオ群島及附近島嶼はシンガポール特別市に編入せられた
アチニ州

東海學州